

https://farid.ps/articles/sumud_flotilla_israel_vs_nato/ja.html

スムド・フロティラ - イスラエルはNATOと対峙するのか？

グローバル・スムド・フロティラ - イスラエルによるガザの17年にわたる封鎖を破ることを目指す、かつてない国際的な船団 - は、現在その目的地から400海里未満の距離にあります。複数の国の旗の下で航行し、40か国以上からの乗客を乗せています：欧州議会議員のリマ・ハッサンのようなパレスチナ人、アンナリサ・コラード、ベネデッタ・スクデリ、エマ・フォロー、リン・ボイランなどの欧州議会議員、バルセロナの元市長アダ・コラウ、気候活動家のグレタ・トゥーンベリ、現在および元政治家数名、そしてアメリカの退役軍人まで含まれます。その中には、リビアの船 **オマル・アル・ムクタル** に乗船する **元リビア首相オマル・アル・ハッシ** がいます。彼の参加は、彼を現地にいる最高位の人物とし、このミッションが周辺的なジェスチャーではなく、深刻な政治的行為であることを示しています。

このフロティラは、ギリシャ、スペイン、イタリア、トルコからのNATO海軍艦艇によって護衛されています。イタリアとスペインは保護救助の位置に艦艇を配置することを約束し、ギリシャは自国の海域での安全な通過を保証し、船に乗っているギリシャ国民の存在をイスラエルに通知しています。この船団はすでにクレタ島近くでドローンによる嫌がらせに直面し、非武装のボートに対してスタンと刺激装置が使用されました。これらのリスクにもかかわらず、フロティラは前進を続け - イスラエルの封鎖だけでなく、国際法の信頼性をも試しています。

人道支援船団から政治的試練へ

パレスチナ人にとって、フロティラは命綱です。2023年10月以降に64,000人以上が殺害され、ガザが意図的な飢餓状態に置かれている中、その食料、医薬品、物資は切実に必要とされています。しかし、これは政治的挑戦でもあります。議員、市長、元首相、そして世界的に認められた活動家を集めることで、フロティラはガザの封鎖が単なる人道危機ではなく、法そのものの試練であると主張しています。

これまでの航海 - **マビ・マルマラ、マドリーン、ハンダラ** - は、イスラエルの執行の残虐さとそれが違反する法的枠組みの両方を示しました。彼らの教訓は、今、世界がスムドの航海をどのように見るべきかを形作っています。

マビ・マルマラ：海上で処罰されない殺人

2010年5月31日、イスラエル特殊部隊が、最初のガザ自由フロティラを率いるトルコ船 **マビ・マルマラ** を襲撃しました。国際水域での乗船は、10人の民間人の殺害と数十人の負傷をもたらしました。

法的分析

- **国際水域での武力使用**：UNCLOSによれば、公海は限定的な状況（例：海賊行為、奴隸貿易）を除いて单一の国家の執行管轄権に服しません。人道支援船での民間人の乗船と殺害は、いかなる合法的例外にも該当しませんでした。
- **比例性と必要性**：この襲撃は、国連人権理事会によって違法かつ不均衡であると非難されました。棒やキッチンツールで武装した民間人は、致命的な特殊部隊の襲撃を正当化しませんでした。
- **責任の欠如**：国際的な非難にもかかわらず、イスラエルの当局者は誰も起訴されませんでした。これは免責を確立し、海上での暴力が容認されることを示しました。

マビ・マルマラは、イスラエルが国際水域で民間船を致命的な武力で攻撃し、結果を回避できるという前例を設けました。

マドリーン：海賊行為、テロリズム、拉致

2025年6月9日、英國旗を掲げる人道支援船 マドリーンが、ガザから160海里の地点でイスラエル軍によって拿捕されました。乗客にはグレタ・トゥーンベリと欧州議会議員リマ・ハッサンが含まれていました。乗組員は電子妨害、刺激性スプレー、強制的な乗船、拘束を報告しました。

法的分析

- **海賊行為 (UNCLOS第101条)**：国際水域での非武装の民間船への国家船舶による攻撃は、政治的目的で行われた場合、マドリーンが敵対行為に関与していなかったため、海賊行為に該当します。
- **国家テロリズム**：国際的な活動家の暴力的な拿捕と拉致は、将来の人道支援船団を脅迫することを目的としており、テロリズムの典型的な特徴です。
- **拉致 (1979年人質条約)**：選出された議員を含む乗客の拘束は、拉致の定義に適合します：国家や組織に政治的行動や不作為を強制するために人を拘束すること。
- **旗国責任**：英國旗を掲げる船として、英國は自国の船を保護し、補償を求める直接の責任を負いましたが、行動を起こしませんでした。

マドリーンは、イスラエルが著名な民間人に対して昼間堂々と海賊行為と拉致を行う意欲を示しました。

ハンダラ：人道支援の乗っ取り

2025年7月26日、十数か国以上からの活動家と支援物資を運ぶ ハンダラ が、ガザから40海里の地点で拿捕されました。イスラエルは船に乗り込み、船を押収し、乗組員を拘束し、支援物資を没収しました。

法的分析

- **海賊行為**：マドリーンと同様に、ハンダラは国際水域の民間船でした。法的根拠のない国家の軍艦による強制的な押収は、海賊行為の定義を満たします。

- **国際司法裁判所 (ICJ) の暫定措置の違反**：国際司法裁判所は、イスラエルにガザへの人道支援の許可を命じていました。ハンダラの押収は、この拘束力のある命令の直接的な違反でした。
- **飢餓の武器化**：人道支援物資の阻止により、イスラエルの行動は民間人を飢えさせる手段として封鎖を強化しました - ローマ規程に基づく戦争犯罪です。

ハンダラは、封鎖の執行が防御的措置ではなく、人道支援努力に対する攻撃的テロ行為であることを示しました。

海上でのエスカレーションと防御的姿勢

これらの前例 - マビ・マルマラ、マドリーン、ハンダラ - は、違法な武力使用のパターンを明らかにします。しかし、スムド・フロティラはNATOの護衛船に同行されています。

常設命令では、護衛船が発砲を開始したり報復したりすることは禁じられているとされています。それでも、フロティラを保護するよう指示されています。実際には、これは **防御的姿勢** を取ることを意味します - イスラエルの攻撃者と民間ボートの間に軍艦を配置することです。

もしイスラエルが発砲した場合、抑制の命令は自動的に無効になります。海軍司令官は、船と乗組員を守る **権利と義務** の両方を持っています。この義務は以下に基づいています：

- **国連憲章第51条** (固有の自衛権)、
- **UNCLOS** (海上での違法な武力使用に対する合法的防御)、
- **慣習的海上法** (海上での長く認められた比例的防御)、
- **海軍の交戦規則** (司令官に乗組員と船の安全を確保することを要求する軍事コード)。

USS ビンセンス の前例は、このドクトリンの強さを強調します。1988年7月、船はイラン航空655便を誤って敵対的航空機と誤認して撃墜し、290人の民間人を殺害しました。司令官は処罰されませんでした。理由はシンプルでした：船長の船と乗組員を守る固有の義務は、たとえ悲劇的に間違っていたとしても、最優先事項です。ここに適用すると、イスラエルの砲火がNATOの護衛船に当たった場合、司令官は法的に自衛で応答する義務があります。

最初の攻撃を撃退した後、船長は本部に通知しなければならず、本部は **国連安全保障理事会に第51条に基づいて報告** します。各国は次に **NATO第5条** を発動し、連盟全体での集団防衛に関する協議を開始する可能性があります。

ガザの海域と封鎖の違法性

紛争の中心には、ガザの海上空間の地位があります。イスラエル自体はガザを主権領土として主張していません。2005年に、入植者と恒久的な地上部隊を撤退させ、イスラエルの沿岸地域と同じようにガザを管理していません。国際法の論理によれば、その主張の欠如は、隣接する海を **パレスチナの海域** にします。

国連海洋法条約 (UNCLOS) によれば、沿岸主体は **12海里の領海** と **200海里の排他的経済水域 (EEZ)** を、地理に応じて権利があります。140以上の国連加盟国によって承認された占領下パレスチナ領土の一部であるガザは、したがって海上ゾーンに対する法的権利を持っていません。領海内では、パレスチナの主権が適用されるべきです。それを超えると、EEZは資源に対する独占的権利を付与し、その先の公海は航行の自由によって支配されます。

イスラエルの執行行動は、したがって以下のいずれかの海域で発生します：

- **パレスチナの領海**、ここではパレスチナだけが執行権を持っています。あるいは
- **公海**、ここでは海賊行為や奴隸貿易などの限定的な例外を除いて、どの国家も航行に干渉することはできません。

これらのゾーンで船舶を拿捕することにより、イスラエルは **海洋の自由** の基本原則を侵害します。

サン・レモに基づく封鎖と正当性の問題

イスラエルは、**海上での武力紛争に適用される国際法に関するサン・レモ・マニュアル (1994)** に基づく封鎖法を引用してその行動を正当化します。しかし、サン・レモの規則は、いくつかの点でイスラエルの立場に反します：

- 封鎖は **検証可能な軍事的必要性**に基づいている必要があります、民間人を飢えさせたり、必須物資を奪う目的で課されてはなりません。
- 封鎖は、特に民間人が困窮している場合、**人道支援**の通過を妨げてはなりません。
- いかなる介入も、**対象船舶が脅威を構成するという証拠**によって裏付けられなければなりません。

イスラエルはこれらの基準を満たしていません。マドリーンは活動家と人道支援物資、乳児用ミルクや医療支援を含むものを運んでいました。ハンダラは、すでに飢餓状態にある人口のための食料と医薬品を運んでいました。イスラエルは、どちらかが安全保障上の脅威であるという検証可能な証拠を一切提示しませんでした。乳児用ミルクを武器とみなすのがばかげていない限り、イスラエルの執行行動は明らかに違法でした。

法的含意

有効な軍事的必要性を確立できなかったため、イスラエルの封鎖はサン・レモに基づいて合法とは見なされません。そして、封鎖が実際には飢餓、困窮、無差別な苦しみを生み出しているため、これは第四ジュネーブ条約で禁止され、複数の国連報告で非難されている **集団的処罰** に相当します。

したがって、国際海洋法の観点から：

- ガザの領海とEEZは、UNCLOSに基づく **パレスチナの海域** です。
- その先には **公海** があり、航行の自由が適用されます。

- イスラエルによる **マドリーン** や **ハンダラ** のような人道支援船舶の拿捕は、サン・レモ、UNCLOS、または人道法に基づいて法的に正当化できません。

NATOの集団防衛のジレンマ

イスラエルのNATO軍艦への攻撃は、同盟の歴史上最も深刻な試練を生み出すでしょう。第5条は、1つの加盟国への攻撃はすべてへの攻撃であると宣言しています。

- 南欧の同盟国**（イタリア、スペイン、ギリシャ、トルコ）は、船舶の近さと国内の政治的状況を考慮して、強力な対応を求める可能性が高いです。
- 米国、英国、ドイツ**は、深い軍事的および政治的つながりのため、イスラエルとの直接対決に抵抗するかもしれません。彼らは参加を控える一方で、他の国が行動することを許可する可能性があります。

しかし、棄権はイスラエルを支持することと同じではありません。NATOは差別化された貢献を認めています：加盟国は応答の形態を選択できますが、武装攻撃が発生したことを否定することはできません。全く行動を拒否すること - またはさらに悪いことに、同盟のパートナーに対して公然とイスラエルを支持すること - はNATOの信頼性を破壊するでしょう。

そのような分裂は敵を大胆にします。ロシアはこの前例を利用して、東欧でのNATOの決意を試すでしょう。中国は、西側同盟が政治的に敏感な攻撃者に対して集団防衛を執行できない証拠としてこの亀裂に注目するでしょう。欧州とアジアでの戦争を抑止する結束そのものが弱まるでしょう。

要するに、NATOがイスラエルの侵略から加盟国を守れなかった場合、モスクワと北京に対する抑止力を損ないます。

戦略的および政治的影響

イスラエルにとって、エスカレーションは壊滅的な孤立のリスクを冒します。元首相、現職の議員、世界的に有名な活動家を乗せた船への攻撃は、自衛の主張を打ち碎くでしょう。それは封鎖が集団的処罰であることを暴露します。

フロティラにとって、拿捕そのものが成功です：それはイスラエルの違法性を記録し、グローバルな憤りを動員し、パレスチナの **スムド** - 堅忍を強化します。シニア政治家や著名な人物の存在により、侵略は世界中で響き渡ります。

結論

グローバル・スムド・フロティラは、単なる援助の配達以上のものです。それは、パレスチナ人が被害者であるときに国際法が執行されるかどうかの試練です。

- マビ・マルマラ** は、国際水域で民間人が責任を問われずに殺される可能性があることを示しました。

- **マドリーンとハンダラ** は、イスラエルが海賊行為、拉致、ICJに逆らって飢饉を強制していることを示しました。
- **USS ビンセンス** は、海軍司令官が悲劇的な代償を払ってでも船と乗組員を守る法的義務があることを示しました。

エスカレーションの連鎖は予測可能です：防御的姿勢、攻撃、UNCLOS、慣習法、第51条に基づく即時の自衛、国連安全保障理事会への報告、NATO第5条の可能性。

予測できないのは、NATOと国際社会がその法を執行するかどうか、または再び免責が自由に航行するかどうかです。船上とガザのパレスチナ人にとって、これは理論ではなく、生死の問題です。